

第 30 回市場化テスト W G 議事録（厚生労働省ヒアリング）

- 1 . 日時： 平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日（水） 16:00 ~ 17:00
- 2 . 場所： 永田町合同庁舎 1 階第 4 会議室
- 3 . 項目： ハローワーク関連業務の市場化テスト・民間開放について
当会議からの問題提起
「市場化テスト法案」（仮称）の検討状況について
厚生労働省における検討状況について
意見交換
- 4 . 出席： 規制改革・民間開放推進会議
八代主査、福井専門委員、美原専門委員
厚生労働省
政策統括官（労働担当） 太田 俊明
職業安定局次長 高橋 満
職業安定局公共職業安定所運営企画室長 田畑 一雄
職業安定局総務課長 生田 正之

八代主査 どうもお忙しい中、わざわざありがとうございました。ちょっと時間前ですが、そろっていますので始めたいと思います。

本日は「市場化テスト」ワーキンググループとして行いまして、非公開ですが、議事録は取りますので、よろしくをお願いします。

それで、本日は、特にハローワーク関係の「市場化テスト」ということですが、最初にこちらの方から当会議の基本的な考え方ということで、簡単にお話しした後で討議に入りたいと思います。

実は、この問題というのは、諮問会議も含め、各方面から非常に大きな関心を呼んでいるわけで、その中に、やはりILOの問題を避けて通るわけにはいかないのではないかと。こちらもいろいろILOについては勉強しているわけなんですけど、基本的にILO条約というのは、何しろ非常に古い条約であって、現在の労働市場の実態に合っていないということは否定できないわけです。勿論、生田さんから、仮に時代に合っていないとしても条約は条約だということは前から聞いているわけで、それは別に否定はしていないわけです。

その意味で、ILO条約に一切触れないということは、こちらとしては絶対に言えないわけです。その意味でILO条約の関係を含めて、既存の概念とか、枠組みにとらわれることなく、その有り方を不断に見直すことが必要であるという認識は持っているわけです。そういうことももう少し詳しい理由も含めて書きたいということでもあります。

同時に、国がどういう関与をしなければいけないのかということ、そうした必要性があるのか、ないかを含めて、改めて見直すと同時に、必要のない事業を廃止する。これは

「市場化テスト」全体の考え方であるわけです。

したがって、無料の職業紹介事業を国の責任で維持するというのは、当然当たり前のことであるわけですが、それをやる主体としてハローワークが最も優れているかどうかということを検証するための「市場化テスト」というのをやるんだということも答申案には書くわけでありませう。

その中で、しかし職安局の方とのさまざまないただいた意見も踏まえて、1つは人材銀行というのが、いわゆるハローワークが持っている全国的なネットワークと比べて機能的に違うものである。言わばその上に乗るものであるという位置づけをして、その分野については、少なくとも「市場化テスト」の対象とすることで、ハローワークの全国ネットワーク、ILO条約で定めたものを損わないという形で説明することができるということであるわけですね。

それに関連して、職安法に関する特例規定を整備するということなんですけど、こちらとしては、それだけで済ますということにはできないわけで、やはり将来ILO条約との関係に十分留意しつつ、別の言い方をしますと、ILO条約との整合性等に十分留意した上で、無料の職業紹介事業に関する「市場化テスト」の対象のさらなる拡大といいますか、そういうルートを残しておく。ILO条約を尊重した上で、実質的にハローワークを含めた無料の職業紹介事業を、人材銀行というパイプを通すことで対象とするということに合意できないだろうかということが、今日の御提案なんです。それで、かなりこちらとしてもぎりぎりのところで、その点については、是非御意見を伺いたいと思います。

河室長 一応、検討状況をざっと。

八代主査 そちらからの御質問もありますから、それを踏まえて検討状況について、事務局の方から説明していただきたいと思います。

事務局（井上補佐） 済みません、お手元にお配りした資料で「対外秘」と書いてあるA4の1枚紙がございます。

表題ですが「官民競争入札の実施等による公共サービスの改革の推進に関する法律案の概要」ということでございまして、現在、法制局の方に法案審査をいただいております。

スケジュールにつきましては、今、法制局と御相談しておりますのは、予算関連法案ということで、年内に法制局幹部まで御了解をいただいて、年明け早々から各省協議をやらせていただいて、その上で、一定の余裕も見ながら、遅くとも2月の上旬には閣議決定をしていくべきであるという御指摘を賜っております。

中身は、ここに書いてあること、まだ動いている部分もございませうけれども、法制局と審議中でございます。

基本的には、今年の3月に閣議決定されております規制改革民間開放推進3か年計画の事項と、今年の9月に規制改革会議の方で公表させていただいております提言を踏まえた形で法案に引き直しているということでございます。

中身はお時間もありますので、割愛させていただきますが、基本的にはそういう考え方

でやらせていただいております。

八代主査 向こうからもらった具体的な法律に関する質問についてお答えしておく必要はないですか。

事務局（井上補佐） では、いただいております資料の3でございますが「 施行日関係」につきましては、御案内のとおり、法制局の御審査、それから国会での御審議を踏まえないと、最終的には決まっていけないと考えておりますが、我々といたしましては、規制改革会議のお考えで、18年度中に「市場化テスト」を本格的に導入するということもございますので、来年通常国会で法案の早期成立を図って、来年、しかるべきタイミングで法案を施行していきたいと考えております。

具体的には、法案の審議スケジュールによるものですから、勝手に我々が申し上げられることではございませんが、来年の7、8、9月ぐらいを目途に法案を施行できたらいいなと考えております。

それを踏まえまして、例えば第三者機関の設置につきましても、現在、予算、機構定員要求を行っているところでございます。

2つ目のポツの人材銀行あるいはキャリア交流プラザ事業につきまして、法案に基づく事業として、19年4月からの事業開始を予定しているがということでございますが、基本的には、今の法案のスケジュール次第だとは思っておりますが、できれば1つの考え方として、法案が施行され、新たな所要の閣議決定等が行われた上で、18年中には官民競争入札を法に基づいて実施して、落札者を決め、遅くとも19年4月から落札者による事業の開始をさせていただくということが望ましいのではないかと考えております。

求人開拓事業の事業開始につきましては、我々としても検討させていただいているところでございます。

同様にモデル事業の取扱い、能力開発局の御担当の補佐からも昨日の夜にお電話をいただいたりしておりますが、モデル事業のスケジュールングにつきましては、引き続き調整させていただきたいと考えております。

2つ目の「 官民競争入札について」でございますが、国が入札に参加することは法律上の義務かということでございます。

基本的には、我々は官と民とが対等な立場で競争入札に参加していただくということが基本だと思っております。これに加えて、例えばモデル事業で出たような、そういう条件は、第三者機関の関与の下で実施方針なりをつくってやったとしても、最終的に官側が不戦敗となるということを法律の射程から除外するのかどうかというところは、議論があるところでございまして、法制局とも今、御相談させていただいているところでございます。

それから、官の側の情報のファイアウォールにつきましては、現在、法制局と御相談、あるいは主計局法規課と御相談させていただいている範囲では、官が仮に官民競争入札の実施主体となるということであった場合には、入札の実施部局と入札への参加部局の担当職員を特定した上で、両者の間の不公正な情報が遮断されるように措置をしていく必要が

あるのではないかということで、具体的な中身については検討中でございます。

ただ、個々の事業によって対応が異なると考えておりました、基本的には法案の中では、いわゆる個々のサービスごとにつくっていく実施方針の中で、どのようなやり方をしていくのかということ、第三者機関の関与の下特定していくということが考えられるものと思っております。

入札方式の総合評価一般競争入札の考え方でございますが、基本的には会計法でも認められている総合評価一般競争入札ということ、我々としても考えております。

ただ、具体的に総合評価一般競争入札をやるときに、例えば除算方式でやるのか、加算方式でやるのか、質のウェートをどこまでにするのかということ、会計法を引き直せば、財務大臣協議マターでございますが、個々の事業ごとに見ていくということで質のウェートを高めるといっても可能ではないかというように考えております。

第三者機関と事業実施官庁との役割分担でございますが、これは基本的には先ほど申し上げた、今年3月の閣議決定とか、あるいは今年9月の会議の御提言のとおり考えております。

したがって、会議の御提言にございましたとおり、まず、最初に何を官民競争入札にかけるのかという基本方針を閣議決定させていただいて、その上で個々のサービスごとに実施方針というのを所管省庁がつくった上で第三者機関がチェックする。

また、落札者決定についても第三者機関の議を経るといふ基本的な大きな枠組みがそういう形になっておりました、そういう関係になるように、法案も考えております。

要は、第三者機関が事業実施官庁の御判断について、十分なチェックを行うということ、法案でも書いていきたいと考えております。

したがって、事業実施責任は、基本的には我々の考えでは公共サービスの所管省庁に残るといふことだと考えております。

「市場化テスト」にかけるか否かの最終判断は、閣議決定あるいは提言にございまして、基本的には内閣総理大臣が決める仕組みを検討しております。その際には、事前に所管省庁にも協議させていただきますし、第三者機関のチェックも受けるというのが今までの方針であり、それにしたがって、現在、法案化作業を進めております。

いただきました資料の2ページでございますが、民間事業者が事業を継続できなくなった場合といったようなものを制度上どのように担保するのかということも、現在、最終調整中でございます。なお、こういった点は、従来から行われている委託事業でも概念的には存在するものの、別に会計法令でそれについて特段の担保をしているわけではございません。

例えば、社会保険庁であれば、情報システムの構築・運営は民間事業者がやっているわけですが、それが破綻したときに、ではどうするんだということは、会計法令には書いていないということでございまして、法令上の事項ではなくて、いわゆる事業の対応を踏まえてつくっていく実施方針の中で決めていくというのが1つの考え方ではないかと、

今は考えてございます。

いずれにしても、法制局の御審査をいただいているところで、かちっと申し上げられなくて大変恐縮なんです、基本的には、今年の閣議決定3か年計画と9月の会議の提言を踏まえて法案化作業を進めさせていただいております。

以上です。

八代主査 今の法律上の質問事項等についての説明は、これでよろしいですか。後で文章等でも結構ですけれども、今すぐ何か御質問みたいなものが更にあれば。

太田政策統括官 1点よろしいですか、この質問事項に書けばよかったんですけれども、前に独法制度との関係で、どう整理するかという御議論をさせていただきましたが、要するに独法の理事長が中期目標で責任を持って達成しなければいけないと。そこに「市場化テスト」で第三者とか、民間機関が入ったときに、うまく整合性が取れるのかどうかと。その辺の御検討はどんな感じでしょうか。

事務局（井上補佐） 「市場化テスト」制度と独立行政法人制度との関係は、独法制度を所管しておられる関係部局とも意見交換を行ってきておりまして、今の段階では、「市場化テスト」のここにお示したような法律案の概要と、独立行政法人制度との抵触は生じないという考え方であります。

例えば、中期計画あるいは中期目標の途中なのに「市場化テスト」をかけていいんですかという議論があるんですが、独法通則法の中にも主務大臣が必要な場合には、目標を変える、計画の変更を命ずるということがございまして、こういった観点からすると、一定の中期計画の期間はだれも手を触れてはならない無謬性があるというものではないと。むしろ、関係部局からは、第三者機関がチェックする形で、この法案を動かしていくときに、余りいいかげんところで独法所管省庁と手を打ってもらっては困るという指摘も受けております。そこも先ほど申し上げたとおり、公共サービス改革基本方針という閣議決定の中で、政策評価や組織定員を管理する関係部局も含め調整を行っていくので問題ないだろうというのが、今の関係部局との間の整理であります。

太田政策統括官 そうすると、法律上の調整というよりも、むしろ基本方針なりの、私ども関係省庁の判断なり、皆さんとの御相談の中で判断していくということですか、法律上の調整ではないと。事実上の調整の中でやると。

事務局（井上補佐） 法律上の何らかの調整規定を、例えば独法通則法あるいは政策評価法との関係で置く必要があるかという議論については、必要ないというのが今の理解です。

八代主査 ほかに、よろしいですか。

生田職業安定局総務課長 まず、第三者機関の構成メンバーのイメージと、あと、具体的にいつごろ設置されるかということですが、法律施行直後なのかどうかというタイミングのイメージを教えてくださいたいというのが1つあります。

次に、第三者機関が入札に関する事項だとか、いろいろ決められると思いますけれども、それを具体的に決めるタイミングというのも、いつごろのイメージなのかというのを教え

ていただければと思います。

2つ目は、今、モデル事業をやっているものの取扱いについて、後ほどというお話だったんですけれども、まず、本格的な「市場化テスト」の実施について、入札は18年度中に仮にあるとして、19年4月から本格的な事業開始ということを経営的に私どもは想定しているんですが、特に人材銀行とキャリア交流プラザについては、そういう想定なんですけれども。

そうしますと、人材銀行は初めてやるので何の問題もないんですが、キャリア交流プラザについては、今、モデル事業をやっております、19年4月から仮に本番の「市場化テスト」のスタートだとして、来年の6月以降、19年3月末までの間のつなぎを考えないといけませんね。

そこは、従来どおりモデル事業でやろうということで、予算化するとすれば、今、すぐ決めないといけないんですけれども、5か所についてモデル事業の継続という形で、私どもは、今、想定しているんですが、それでいいということなのかどうか。

それから、求人開拓事業なんですけれども、これにつきまして以前御相談させていただいたときに、キャリア交流プラザに比べて準備期間が余りかからないので、18年度中開始というのでいいんじゃないかということで、例えば18年10月から求人開拓事業についての本格的な「市場化テスト」の開始ということもあり得るんじゃないかということで提案させていただいているんですが、そのタイミングの妥当性という辺りについて教えていただきたいと思っています。

以上が2つ目です。

それから、3つ目は、ファイア・ウォールの関係で、これにつきましては、具体的な実施方針の中で決まるということによろしいんですね。

その実施方針の中で、例えば人材銀行なら人材銀行についてのファイア・ウォールのつくり方というのが決まってくるタイミングというのは大体どのぐらいになるのかと、これぐらいを教えていただくとありがたいんですが。

事務局（井上補佐） 法案のスケジュールにかなり関わってくると思っております。

これは、間違いがあれば御訂正いただければと思うんですけれども、第三者機関のメンバーの選については、今のところ我々としてこの方という特定のイメージは持っておりません。

第三者機関の設立のタイミングにつきましては、この法案の中で第三者機関を設置することにしておりますので、法律が成立しないと設置できないということになります。ただ、法の施行と同時に、あるいは一定程度早目に全体の法施行よりも場合によっては切り離して早目に第三者機関の部分だけでも施行するということも含めて考えていかないと、制度がうまく動いていかないんじゃないかということを考えておまして、できれば来年の夏ぐらいを目途に立ち上げるということが望ましいのではないかと考えております。

法律ができてから基本方針が決まって、実施方針が決まってという形になっていくわけ

でございますけれども、我々としてはできる限り速やかに「市場化テスト」の本格的導入を行うという観点から法案の閣議決定を来年2月ぐらいにさせていただいた上で、具体的には基本方針あるいは個々の実施方針については、関係省庁との意見交換を始めさせていただいて、法施行後、速やかに基本方針、実施方針を決定していけるという形に何とかできないかなと考えております。

あと、ファイア・ウォールの部分がございましたけれども、これにつきましても実施方針の中でというのが、今の考え方なんでございますが、したがって、年明け早々から考えを固めていって、我々の方でルール化しなければいけないところ、それからそれを当てはめていただくところを所管省庁と早目に調整させていただいて、法施行後、速やかに実施方針までつくっていけるという形にできたらいいのではないかと考えております。

モデル事業のタイミングにつきましては、まだ我々の方でも十分委員の先生方と御相談できておりません。

ただ、予算の国会議決の関係もよく踏まえながら、早目にやらなければいけないものは、確かに早目につないで行かざるを得ないんですが、せっかくやっていただいたモデル事業で、民間事業者の方々の声、改善の声などがある場合には、そういったものも十分踏まえて、改善できるものは改善して進めていくべきなのではないかと事務局としては考えております。

済みません、もし漏れがあれば。

生田職業安定局総務課長 漏れはありませんでした。

八代主査 では、ほかによろしいですか。また細かいことは勿論御紹介していただければと思います。

それから、モデル事業の実施事業は、時間があれば後でということで、先ほどのこちらからの問題提起についてお願いします。

どうぞ。

生田職業安定局総務課長 今、八代主査から御指摘があった点でございますけれども、まずILO条約との関係でございます。

ILO条約につきましては、もう批准した条約としてございまして、今でも新しく批准している国もあるものですから、決して古いとは思っていないんですけれども、ただそう評価される方もいらっしゃるのによく承知しております。

その上で、条約の規定は守らないといけないという立場で、私どもは仕事をいたしております。

ですから、条約との関係で問題がなければ、やることはやるという基本認識でございます。

条約との関係では、とりわけ、無料の職業紹介事業、職業紹介の部分が問題でございます。職業紹介に関連するいろんなサービスということにつきましては、相当程度いろんな対応が可能と考えておりまして、今でもやってございまして、これからもできることは

できるのではないかとということでございます。

ですから、ハローワーク関連事業という整理でしたら、これからも対応可能な部分があるということは、まず最初に申し上げておきたいと思います。

八代主査 人材銀行はハローワーク関連事業の中に入っているということですね。

生田職業安定局総務課長 そうですね。ILO条約上の縛りがかからない事業だという整理でございますけれども、ハローワーク関連事業という場合は、非常に言葉が広い言葉ですので、職業紹介も含めた広い言葉ですけれども、ですから、無料職業紹介と限定されると、範囲を広げるということは条約上難しいかなと考えてございます。

まず人材銀行は、今回、私どもが「市場化テスト」の対象として想定いたしましたのは、モデル事業としてキャリア交流プラザを想定したときは、委託事業の中身が、就職支援サービスだということになっていまして、事業主の方が職業紹介をされるということは構わないということにした上で、仮に就職が決められれば、それに対して一定の報酬を与えるような形で事業を組むというやり方で、職業紹介はやられているんですけれども、職業紹介は委託していないという整理で対象にしたということでございます。一方、人材銀行につきましては、割と大きな組織ですし、中規模な安定所ぐらいはあり、職業紹介という行為をやっております。

職業紹介はやっているんですけれども、ILO条約上、国の機関の指揮・監督の下にある、職業安定機関の全国的体系で対応するという条文がございまして、その条文の解釈として、ぎりぎり全国的な体系で対応しないと考えられるものについては外せるのではないかとということで、これもちょっと人によってはそうじゃないんだとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、ぎりぎりの判断で、対象として想定したものです。すなわち人材銀行につきましては、東京人材銀行というのが有楽町にございますけれども、その有楽町の東京人材銀行は、東京の近辺の周辺地域の専門的あるいは技術的に高度な方の求人を受けて、それから、求職者についてもそういう仕事を希望する方の求職を受けて、その中で職業紹介をするという形になっていまして、ハローワークの一般的な求人・求職とは切り離された形で、独立して仕事をするということでございますので、条約上、全国的体系と読む人は読んでしまうのかもしれませんが、私どもとしては、ぎりぎりそれから外すことができるんじゃないかという考え方で、対象として想定をいたしました。

八代主査 つまり、機能が違うことと、全国的な機関ではないから、ILOの言っている無料職業紹介ではないと、そういうことですね。

生田職業安定局総務課長 基礎的なセーフティーネットとしての最低保障としての職業安定機関の全国的体系がございまして、その上乘せとして独自に仕事をしているという整理ができるのではないかと考えていますので、そういう整理をしようということで、今回決断したところです。

ですから、この人材銀行につきましては、完全に職業紹介の委託という形になりますし、あと職員もキャリア交流プラザというところが、非常勤の国家公務員といいますが、相談

員の方が仕事をされていたんですけれども、それなりの数の正規の公務員が仕事をしておりますので、ですから、それを対象にするということですので、私どもとしては、相当踏み込んだものだと思っています。

この人材銀行につきまして、今後、関係者、特にILO条約の場合は「条約勧告適用専門家委員会」というところに、労働組合のメンバーが申立てをするということがあると、いろんな議論が始まってしまおうんですけれども、こういう行為を取るかどうかということは心配ではございますが、私どもとしては、そうならないように対応していきたいというか、説明していきたいという立場でございます。

一旦、ILO条約違反だということによって議論が起きてしまいますと、なかなか私どもとしてもいろんな作業をするのにも相当マイナスでございますし、勿論、法案の国会審議でもマイナスだと思うんですが、そういうことが起きないようにしたいという気持ちがすごくございます。

先ほど八代主査からお話ございましたが、人材銀行のルートを通じて「市場化テスト」について対応していくというお話を先ほどちょっと伺ったと思うんですが、その辺りの具体的な方法についてはなかなか難しいところもあるんですけれども、私どもは以前御相談させていただいたときに、ちょっと申し上げましたが、人材銀行について「市場化テスト」をして、その官の直轄事業と「市場化テスト」をやった事業とを比較して、それで民に更に委ねていくことが適当だと考えれば、それを広げるということはやぶさかではないという立場でございます。

ですから、人材銀行という枠組みの中で対応するということにつきましては、今後どうなるかわからないものですから、結論を言うのは難しいんですけれども、そのルートを通じて、いろんな対応をするということは可能ではないかと思っております。

八代主査 そのときに、人材銀行は、今、12行でしたか、だから今おっしゃったような12行で最大限ということになるわけですね。

生田職業安定局総務課長 今の状態で、私どものハローワーク自体がそもそも行政改革の大きな流れの中で数を減らされているんです。ですから、再編・統合化をしまして本体もかなり減ってきているものですから、その中で、数を増やすという約束をするのはなかなか難しいです。ただ人材銀行というルートを通じた対応というのが条約上可能であるのは間違いございませんので、その中で可能なことは可能になるんじゃないかと思っております。

高橋職業安定局次長 恐らく八代主査は、人材銀行の実施を踏まえて、かつそれをてこに本体の出張所、分室といった、いわゆる全国的な体系網としてのハローワークも対象にできないのかと、こういう御議論なのかなとも思ったんですけれども。

八代主査 全国的なネットワークは残したとしても、例えば出張所とか分室とかも、おっしゃったものがあるわけですね。

高橋職業安定局次長 そこはILO条約との関係をどう考えるかというのがまさに一番

問題でありまして、人材銀行については、ぎりぎりILOの要請する姿からは一応クリアーできるという判断の下で御提案申し上げているわけです。

それで、問題は、恐らく八代主査は民間の事業者が育っているじゃないかと。だから、民間の役割も本所たるハローワーク、全国体系としてのハローワークも担ってもいいんじゃないかと思われているのではないか。これはILO条約のある、なしにかかわらずなのか、ILO条約の解釈として可能ではないのかと、どちらかちょっとよくわかりませんが。ただ、これは私どもが考えるに、もしそういうことなら、解釈としてはできないと思っております。と申しますのは、ILOの「条約勧告適用専門家委員会」のあるメンバーから、私どもも見解を聞いております。むしろILO条約の改正なり、破棄なり、そういうことの御提案なら、まだ私どもはわかりますけれども、解釈としてできるんじゃないかというのは、ちょっと私どもとしてはうなずけない。

それから、ILO第88号条約の方にも、全国的な公共職業安定組織の在り方を決定する場合には、労使の代表が参画した審議会に諮問しなさいと。これは要請なんです。これは具体的に我々は「労働政策審議会」で審議していただくということになると思いますが、このような場では現実問題として労働組合は反対という受け止め方をされる。

となると、もしそれを「市場化テスト」の対象とするならば、国際機関の場で提訴ということが必至だと私どもは受け止めておりますので、その前段として労使の諮問機関に諮ってもおそらくまとまらない。そうすると、政府限りの決定でこれをやるということになると、先ほど言ったような国際的な場に持ち出されると。これは決して本筋の議論ではない。むしろ、ILO条約なるものの改正を発議するなり、そういうようなことを御提案されるのがまさに本筋の問題ではないかと思えます。

生田職業安定局総務課長 一応、ILO条約については、時代はどんどん変わってきていますので、どんどん改正されて、新しいものに置き換わっているものがたくさんございます。

先生御存じのように、民間の職業紹介所の関係の条約というのは、入れ替わってしまっていて、私どもの国も新しい条約を批准するという形で対応しておりますけれども、この分野については、現在のところ、まだ新しい動きがありません。今後どうなるかわかりませんが、その中で、新しい条約については、私どもとして対応していくことは多分可能だと思えます。世界の流れの中で、そういう条約ができればです。

そういう対応は可能でしょうし、あと破棄のタイミングというのが10年に1回来ますので、10年に1回来たときに破棄するという政策判断はあるのかもしれませんが。そのタイミングは2010年でございますけれども、そういう判断もあるかもしれませんが、今のタイミングではそういう判断ができないという縛りがございます。

その中で、今、少し次長が申し上げましたけれども「条約勧告適用専門家委員会」の日本代表の横田先生のお話をさせていただきましたけれども、当初「条約勧告適用専門家委員会」の委員は、自国の案件については関与しないという情報を私どもは聞いておったん

ですけれども、再度国際課を通じまして確認いたしましたら、自国の案件にも関与されるということですので、ですから、横田先生のお考えというのが、やはり私どもとしては、現段階では非常に重視すべきものだと思っております。ということも付け加えさせていただきます。

福井専門委員 ILO条約の最終的な適用ないし解釈の判断権者はだれですか。

生田職業安定局総務課長 国際司法裁判所です。

福井専門委員 この論点に関しては、紛争処理の状況として、だれがどういう問題提起をして、それがどういうプロセスを経て最終的に国際司法裁判所なりで判断されることになるんですか。

生田職業安定局総務課長 最終的には、労働組合が国際司法裁判所に対してILO違反だという訴えをするんですけれども。

福井専門委員 この件ですか。無料職業紹介所について公務員でなければならないということについて、そうっていないじゃないかということ労働組合が提起するんですか。

生田職業安定局総務課長 そうです。

福井専門委員 いきなり裁判所にですか。

生田職業安定局総務課長 ですから、いきなり裁判所に提起することは実際にはなくて、実際は「条約勧告適用専門家委員会」という学者の専門機関がございまして、そこに対して訴えをすることになります。

福井専門委員 それは、ILOの機関ですか。

生田職業安定局総務課長 機関です。

福井専門委員 機関に対して労働組合が問題提起されるということですか。

生田職業安定局総務課長 そうです。

福井専門委員 その労働組合というのは、どういう労働組合ですか、およそ自称労働組合は全部入るんですか。

生田職業安定局総務課長 日本の労働組合法上の労働組合が全部入ります。

福井専門委員 そうであれば、個別企業の労組等も含めてすべて入るんですか。

生田職業安定局総務課長 そうです。

八代主査 連合でなくてもいいということですか。

生田職業安定局総務課長 ええ、連合でなくてもいいんです。

太田政策統括官 過去の例で言うと、連合なり、全労連とか、全農林とか、あるいは日教組とか、個別の組合もありますね。団体でも個別組合でもいい。

ですから「条約勧告適用専門家委員会」は、ILOの組織ですから、ILOの中で議論が行われるということです。それで、決着が着かなければ最終的には外へ出て国際司法裁判所という形です。

美原専門委員 その委員会というのは強制力がないわけですね。なおかつ委員の方々は、

当然ILOが指名しているわけでしょう。内部機関ですね。

生田職業安定局総務課長　そうです。

福井専門委員　それは、条約の中に条約上の手続として規定があるんですか。

田畑公共職業安定所運営企画室長　ILOの憲章の中に、そういうのが。

福井専門委員　そこを前置しないといけないということではないんですね。

田畑公共職業安定所運営企画室長　はい。

福井専門委員　国際司法裁判所の判断が、仮に違反だとなれば、その是正担保措置というのは何かあるんですか。

生田職業安定局総務課長　国際司法裁判所の是正担保措置はどうなっていたか、そこまでは今わかりません。ただ、「条約勧告適用専門家委員会」で止まることが多いので、その段階で、仮にILO条約違反となっても強制力はないです。国に対して違反であるとILOが宣言することになります。

福井専門委員　裁判所の段階ではどうなんですか。強制的な措置が何かできるのか。

生田職業安定局総務課長　強制的な措置がどこまでできるのかも、そこまでは今わかりません。

福井専門委員　あるいは、どういう法律上の利益で組合は訴え出るんですか。そのイメージがさっぱりわからないんですけれども、組合にとっては何の利益を侵害されている設定なんですか。

生田職業安定局総務課長　労働組合は、私どもの職員組合が連合にも、あるいは全労連にもあります。

福井専門委員　組合員というのは、職を現に持っている人ばかりでしょう。要するに、無料職業紹介所をこの国が組織していないと争う利益があるんですか。

太田政策統括官　それは、要するに組合としては、ILOにのっかってやれば、無料の職業紹介について、国の指揮・監督の全国体系で公務員のサービスを受ける権利があると。

しかし、そういうセーフティーネットを取っ払ってしまったと、したがって権利を侵害されたという形での訴えになると思います。

福井専門委員　だけど、実利から見れば、「市場化テスト」は別にセーフティーネットを奪えという議論ではなくて、同じことをやるのなら国、公務員がやるのと、民間がやるのと比べて、どっちが効率よく、安価に、かつ労働者サービスの質も高く、実施できるでしょうか、ということだから、趣旨解釈とか、目的解釈をすれば、ILOの条約が、要するにネットワークをつくれということは要請しているかもしれないけれども、それがより品質が高く、安くできる手段を排除しているという解釈は、通常の条約解釈でも国内法解釈でもおよそ法解釈学の「いろは」に反する異常な解釈ですから、成り立ちません。仮に結果としてネットワークが欠けてしまっていれば別ですが、ただ「市場化テスト」の結果としてネットワークが維持される、ないし、より堅固になっているという事実認定があるときに、それが違法だとか、あるいはそもそもそんなことを争えると訴えの利益の点で

肯定的に判断し得るような非常識な裁判組織が国際法上存在しているとは、到底理解し難い。そうは思いませんか。

太田政策統括官 そこは考え方の違いだと思いますけれども。

福井専門委員 いや、考え方じゃない、事実認識の問題です。

太田政策統括官 事実認識でもいいですよ。事実認識が違うのかもしれませんが、要するに公務員の中立・公正な無料職業紹介を受けたいということを書いて、それがセーフティネットがないということで権利侵害だといって訴えたいということですから、そういう者がいるということは間違いないので、間違いなくILOに行って提訴される。

客観的なことを言えば、その委員である横田先生がハローワークの包括的な公設民営という形でやると、それはILO条約違反になりますとおっしゃっていますので、ILOの「条約勧告適用専門家委員会」でもそうなる可能性が高いと、我々も考えております。

福井専門委員 だから、今、私が言った前提を正確にお伝えいただいて、例えばこういう場で、よく事情を御存じになって、それで、しかるべきまともな法律家的常識のある人が、私の今の説明に対して、それでもなおかつILO条約に正面衝突すると本当に主張すると思いますか、ということです。それは常識の問題です。

太田政策統括官 我々も常識として、そういう説明をいたしまして、横田先生から先ほどご紹介申し上げたような見解をいただいたところです。

福井専門委員 我々は検証していませんが、にわかに信じ難い。

太田政策統括官 だから、ヒアリングをしていただければいいと思います。

福井専門委員 その方に最終決定権限がないんですから、それはまた不毛な話で、要するに条約といえども法令ですから、法令についての御省独自の見解というよりは、基本的に法律家の普通の論理と良心でどういう結論がもたらされるのか、ということを前提にして議論をしないとまずい。

太田政策統括官 それは、おっしゃるとおりだと思います。

ですから、私どもは政府として有権解釈をして、今みたいな解釈をしているということで、まさにぎりぎりの判断として人材銀行まではILO条約違反にならないであろうと、そういうぎりぎりの判断をして、我々としてはこういう提案をさせていただいている。

福井専門委員 でも政府としては、なにも労働省がILO条約の解釈権限を一手に引き受けているわけではないのです。解釈権は内閣にあるのでしょうか。

太田政策統括官 しかし、一義的には、私どもが解釈権限を持っています。

福井専門委員 それは「規制改革・民間開放推進会議」も内閣の一員ですから、御省だけで解釈が決まるわけではない。

太田政策統括官 ですから、こういう形でいろいろと御議論をして、御相談をさせていただきたいと思っていますのです。

河室長 今の議論は、これまでもやってきていただいたので、また両方とも議論があると思うんですけれども、資料についての御説明をちょっと続けていただいて、そしてまた

議論に戻っていただいたらどうなんでしょうか。資料の中での2のところですか、これは一応御説明は終わられたということで、よろしいんでしょうか。

生田職業安定局総務課長 古い資料で恐縮ですが、資料のナンバー1は、最新のモデル事業の実施状況ですので、これは後ほどごらんいただければと思います。10月末日現在の最新の情報でございます。

資料2でございますが「ハローワーク関連事業の市場化テストについて(案)」ということで、御提案させていただいているものにつきまして、重複するところは恐縮ですが、御説明させていただきます。

まず、人材銀行につきましては、12か所あるうちの3か所につきまして「市場化テスト」の対象にするという考えでございます。

これにつきましては、先ほど申しましたように、19年4月事業開始ということで、入札につきましては、18年の途中でも勿論構わないという考え方でございまして、それに向けて私どもとして準備をさせていただく考えです。

それから、キャリア交流プラザにつきましては、今、5か所やっておりますけれども、3か所増やして、本格的な「市場化テスト」の対象にもしたいということでございます。

これにつきましても、入札した事業主の方の準備等のこともございますので、19年4月開始ということにさせていただきたいと考えてございます。

この2つにつきましては、「市場化テスト法」の中に特例規定をつくるという考え方でございます。これはちょっと後ほど申し上げます。

それから、求人開拓の関係の事業につきましては、モデル事業で、現在、3地域で実施させていただいておりますけれども、それを5地域にするということでございます。

これにつきましては、18年の年度途中で開始させていただいても、第三者機関等の準備がどういうふうになるかにもよりますけれども、可能ではないかと思っております、例えば10月開始という御提案をさせていただいております。

この点につきましては、本当に財務省との関係で、いつ開始かというので、全然対応が異なってまいりますので、何とか1週間ぐらいのうちには決めさせていただきたいと思っております。10月なのか、11月なのか、12月なのか、1月なのか、どこかで仕切っていただけるとありがたいと思っております。

次の特例措置の関係でございます。

この人材銀行につきましては、職業紹介でございますし、あと、キャリア交流プラザにつきましても、就職支援サービスと併せて職業紹介をされることがあり得るということでございまして、そういった職業紹介につきましては、国の行う職業紹介にできるだけ近づけた形で規制を取り払った対応がいいんじゃないかという考え方でございます。

そのために、有料職業紹介と無料職業紹介での差といいますのが、1つは建設と港湾の現場の仕事については職業紹介ができないということが差としてございます。

もう一つが、個人情報の保護の関係で、秘密の漏えいの場合に、無料の職業紹介事業の

方は罰則が付いていないんですが、有料の職業紹介事業だけ罰則が付いているという差がございます。その2つが違いでございます。

そのうちの建設・港湾の仕事については職業紹介ができないという部分については、できるように特例規定をつくるという形にしたらどうかというのがこれでございます。

人材銀行とキャリア交流プラザにつきまして、そこで行われる職業紹介について、こういう特例規定を適用するという考え方でございます。

美原専門委員 今、御指摘の本格的なという意味ですが、それは当然官が競争入札に参加するという前提のことを本格的とおっしゃっているわけですか。

生田職業安定局総務課長 入札への参加問題につきましては、私ども相当悩んでおります。具体的な入札のやり方がよくわからないものですから、それがわかった段階で、ある程度の判断が可能だと思うんですけども。

美原専門委員 それは、当然事務局がこれから詰めていただくことにして、当然本格的ということは、官も参加することをイメージして、前提にした上で詰めると、こういうことでいいんですね。

生田職業安定局総務課長 美原先生は、「市場化テスト」について非常にお詳しいと思いますので、イギリスの事例なんかもよく御存じで、論文を読ませていただいたんですけども、それで要するに単純に官民の入札をするという手法も勿論あるのかもしれないけれども、官が入札の過程でいろんなコストがかかりますが、そのコストをかけるよりは、もう少し安上がりの手法があるんじゃないかということで、イギリスなんかではいろんな工夫をされていると伺っています。

例えばなんですが、官が仮に入札するとすれば、こういう金額で、こういうサービスで事業ができますということをお示しした上で、それよりも上回るような内容で民が仕事をされるということでしたら、それは官民の競争で民が勝ったということにして、それで民に仕事をさせていただくというやり方もあるのかなと、いろいろと考えてはいるんですけども、そういう方法も含めまして、考えていただきたい。私どもの行政コストというのが、どこまでかかるのかよくわからないんですが、ファイア・ウォールをつくることによって入札事務みたいなことを2つの箇所で分担してやるということになるんです。両方とも詳しくないと仕事ができないものですから、担当者を分けてやるんですけども、その場合のコストの問題とかを考えると、なかなか悩ましいものがございます。

ですから、今の段階で純粋な入札に参加するという事まで申し上げるのはなかなか難しく、どういう方法があるかも含めて、これから御相談させていただきたいというのが実感でございます。

美原専門委員 課題をこれから詰めるということですね。それは当然でしょう。

八代主査 それから、さっきのハローワークの件なんですが、先ほど、今のような議論があるということは、当然今後とも残るわけですけども、もう一つの解釈として、先ほど高橋次長のおっしゃった点に戻るんですが、ILO条約では全国的なネットワークとい

っているわけで、幾つつくれということは何も書いていないので、それはまさに厚生労働省の判断で決まるわけです。

ですから、私どもの提案しているのは、人材銀行の数と、より普通のハローワークの数というのは、まさに行政判断で変えられるのではないだろうか。だから、所管区域は勿論維持したままで。

ですから、ある意味で、今、人材銀行というのは、今は12しかないわけですがけれども、これからどんどんそういうホワイトカラーの求職者も増えてくる一方、肉体労働的な人は、ある意味では減っているわけですし、そういう意味で、状況に応じて人材銀行の数を更に増やし、普通のハローワークの数を減らしていくというようなことは、別にILO条約とは何の関係もないんじゃないかということなんです。そういう解釈についてはどうなんですか。

生田職業安定局総務課長 全国ネットワークの最低限のセーフティーネットとしての職業紹介機関につきましては、ILO条約の3条で配置の基準について、抽象的ではありませんけれども書いてございまして「当該国の各地理的区域について十分な数であって使用者及び労働者にとって便利な位置にある地区職業安定機関からなる」ということになっています。3条の1項です。

八代主査 何が条文かは、そちらの施行規則で決めるということですね。

生田職業安定局総務課長 そうです。それで、まず、最低限のセーフティーネットにつきましては、先ほども申しましたように、行政改革の大きな流れの中で、もう少し減らすという方向での御意見がたくさんあって、現実に数を減らしてきています。

ですから、縮小してきているんですが、人材銀行につきましては、最低限のセーフティーネットの上乗せとして、ホワイトカラーの専門的な方々に職業紹介サービスを提供するというものなんですけれども、その上乗せサービスにつきましては、どの程度のものがあり得るのかという政策判断は、確かに私供の方ではできません。

ただ、全体が減っている中で、それを増やすということが、どこまでできるのかというのは、本当に難しい判断だと。

福井専門委員 ILO条約を批准したときのハローワークは、全国に幾つあったんですか、何年時点で。

生田職業安定局総務課長 これは、今よりも多いと思いますが、数は今持っていません。

八代主査 今より多かったですか。

生田職業安定局総務課長 はい。

太田政策統括官 恐らく、職員数とか、組織数が多かったり、絞ってきていますから。

福井専門委員 ハローワークは基本的に減っているわけですね。

太田政策統括官 減っています。

福井専門委員 減っていても、批准を繰り返すごとに、その時点での一種の全国ネットワーク制の確保というのはクリアできているという解釈でしょう。

生田職業安定局総務課長 この条約は、一旦批准すると、ずっと効果がある条約でございます。

福井専門委員 それはそうですけれども、常時適法状態を維持しなくてよいというわけではないでしょうから。

生田職業安定局総務課長 適法状態の維持は必要です。

福井専門委員 要するに、もし、当初多かったとするなら、逆に言えば、減った時点における減った状態というの、条約違反ではない、違法ではないということでしょうから、逆に言えば、現にある歴史的経緯では、ハローワークの設置数についての最低基準については、裁量があるという前提です。

だから、今、八代主査の申し上げた、要するに人材銀行は付加的部分かもしれないけれども、人的資源なり、組織的資源なり、あるいは金銭的資源の有効配分を考えるのなら、ハローワークのミニマムのところの基準というのは、随分流動的なわけだから、そっちを減らしても人材銀行にシフトするというので、實際上、ILO条約のくだらない縛りを回避できるんじゃないかという意味です。

高橋職業安定局次長 全国体系とはいかなるものかという判断と、一方で、今、主査が言われたのは、本所を廃止して、それを財源にして人材銀行を新設して、その新設された人材銀行を更に「市場化テスト」の対象にしたらどうかと、こういう御発想だと思うんです。

ただ問題は、人材銀行を更に新設すべきかどうかというのは、これはまた別途の政策判断です。

八代主査 勿論。

太田政策統括官 別途政策判断としてそうすべきかという論点があるけれども、理屈の上だけの論点として、ILO条約上は、八代先生がおっしゃるように、人材銀行を増やしたとしても、3条にのっとり地理的に十分な数とか、便利な位置にあるということをお勧めしてやっていたら、理屈上の問題は発生しないと思います。

八代主査 だから、それは可能だということで、もうそれはクリアーして、後はそういう政策判断がいいか、悪いかを議論すればいいわけですね。

福井専門委員 あと、現存するハローワークを幾つまで減らせるかというのも、一種の限界を超えない、政策判断ですから、それは政策的必要性との相関で、人材銀行にどれぐらい重点投資し、従来型ハローワークにどれぐらい薄く投資することが政策的に妥当かということは裁量の余地があるはずですから、そこはこれから議論するということだと思いますが、よろしいですね。

高橋職業安定局次長 ただ、まさに民間の職業紹介事業が非常に成長してきている。ある意味では、そういう民間の発想に基づくビジネスとしての専門職、あるいは管理職に関わる職業紹介というのは、民間が自主的にやってしかるべきだという政策判断の方が、むしろ今日的な課題から言えば、あり得るんじゃないかと。

八代主査 これは、まさにそうやってやろうとしているんですよ。

高橋職業安定局次長 だから、人材銀行を増やして「市場化テスト」の対象にするということではなくて、民間事業者が自らの発意に基づいて事業としてやればいいわけです。

八代主査 民間事業者が自らの発意としてやるための手段として「市場化テスト」をやっているわけです。

福井専門委員 「市場化テスト」自体、官がありきではないですよ。そこは重大な誤解があります。

太田政策統括官 理論上の話は、おっしゃるとおりであり可能なので、後は政策判断でどうするかということだということもおっしゃるとおりです。

八代主査 だから、そちらはこれまで全部ILOがあるからできませんと言っておられたから、これまで政策判断を議論できなかったんですが、今のようなやり方だったらILO条約は問題ないということで、次の政策判断に行ったときに、それは我々が昔から知っている、これだけ民間の人材ビジネスが発展しているときに、なぜ公務員が窓口業務をやらなければいけないのかということになるわけなんです。だから、そこがまさに一番おっしゃった政策判断で、そっちがそんなに自信を持って言えるのかどうかということなんです。官でなければできないということなんです。

高橋職業安定局次長 ただ「市場化テスト」の場合には、公費を使ってということが大前提ですから。

福井専門委員 いや、使う前提なんかなくたっていいんですよ。

高橋職業安定局次長 ですから、そこは民間が自由にやることを現在でも認めている。

太田政策統括官 そこはいろんな政策判断があると思うのですけれども、民間を活用する場合には、八代先生が一番御存知の民間の職業紹介機関が自由にできるわけですから、公費を使わなくても、そういう自由にできる活動を、今、法的にできるわけですから、そういう中でおやりになればいい。

八代主査 民間は自由にできるとおっしゃっても、その手数料は企業が払うしかないわけですから、その言い方がちょっとおかしいのです。つまりハローワークというのは、国の金を使って無料の職業紹介をしている。民間の人材ビジネスというのも求職者に対しては、無料でやっている、但し企業のカネでやっている。それでは当然企業が欲しい人しか対象にならないわけですから、その意味で、まさに企業が余り手数料を払いたくない人にとっても、無料の職業紹介をやる必要性はあるわけであって、それがやはり今回の人材銀行のやり方ではないだろうかということです。

福井専門委員 つまり、イコールフットィングの確保ということは、やはり大前提です。

太田政策統括官 ですから、我々もぎりぎりの判断として、人材銀行みたいなものをILOの解釈の範囲内でぎりぎりできるだろうということで御提案しているのです。

福井専門委員 勿論、今の論点はその先の話です。その先もっと増やすとか、あるいは民間が自由にやっていただけるものをどんどん助長すればいいんだけど、結局、そう

いう労働市場をあっせんする仕組みが拡大するということは、相対的に言えば、従来型のハローワークの指標について、代替が可能になる基盤が整うということでもあるわけですから、もともとの条約の全国的ネットワークという文言の解釈に当たっても、ネットワーク制が、こういう部分とか、こういう職業については、もっとまばらになっても合法であるという解釈を維持できる可能性が強まるということです。

そうすれば、その分ハローワークの現在のネットワーク制についても、もっと簡素化していくとか、あるいは民営化していくということができる。ネットワークに付加する部分というのは、条約のらち外の話ですから、そこは民営化することも可能になるはずです。それは人材銀行対象事業以外についても、そのようなことが拡大すると考えないと論理的におかしいということになるはずです。

八代主査 どうぞ。

生田職業安定局総務課長 2点ございまして、1つは、全国的なセーフティネットとしての最低限の組織の問題でございますけれども、これにつきましては、あらゆる職業層と申しますか、いろんな所得層と申しますか、そういう方々を大量に職業紹介していくという形で対応するというので、不可欠なものだと思っているんです。これについては、ILOもそのつもりで条約をつくっているんだと思うんです。

今回、対象にいたします人材銀行につきましては、そういうものを超えて、最低限のものではなくて、きめ細かな上乘サービスとしてホワイトカラーを中心とした専門層について職業紹介をする機関だということで、それも民間の手法と同じなんですけれども、自分のところで受けた求人について、自分のところで受けた求職者に対して、求人・求職者の中身はよくわかりますから、全国の求人を相手にするわけではなくて、自分の受けた求人についてはよくわかっているのだから、それを使いながら職業紹介をするので、非常に民間の仕事としてもマッチしているということで、今回対象にするということなんですけれども。

そういうホワイトカラー系の人のための機関というのをどこまでつくるのかというのは、あくまでこれからの政策判断だと思うんです。国として、お金をどの分野にどう使っていくかという問題なんですけれども、ホワイトカラー系の方というのは、相対的には恵まれた方と私どもとしては認識しているんですけれども、そういう方にどこまで予算を使うのかというのは、これからの判断でございまして、今の段階で増やすという議論をするのはすごく難しいということだけは御理解いただきたいと思います。

福井専門委員 政策判断の中身をここで議論してもせんないですから、それはまた後ほどゆっくりできればと思いますが、論理的可能性ですから、論理的可能性としてそれは増やす価値はあるし、私が今最後に言ったのは、その論点よりは、要するに人材銀行で救える部分がある、ないし従来ハローワークが行っていた部分で担える部分があるわけですから、ということは、ハローワークはそれだけスリム化する余地があるということであるはずなんです。

更に、もう一つ新しい論点で加えれば、それこそハローワークとか、あるいはILO条約批准時点から見ても、日本の国土というのは、はるかに交通ネットワークが密になっていますから、地域的に偏在しているといえますか、過疎地に当たるようなところとか、あるいはどこか最寄りのハローワークまで行かないといけないときの時間距離というものは、はるかに過去よりは縮減しているのです。

そういう意味で、ネットワーク制の維持という観点で見れば、今のような日本の国土、極めて高速交通インフラの発達した段階では、必要箇所は相当程度まばらになっているということ。それから人材銀行のようなオプションができてきたことと言わば相まって、ネットワーク制の解釈は随分緩くなっていると言わないといけないので、その範囲内での政策判断になるのです。そこは、この場で明確に確認しておきたいですね。

高橋職業安定局次長 確かに、労働市場の実態が交通網の整備であるとか、あるいは人口の配置の状況の変化とか、経済の状況の変化によってネットワーク制はどの程度の安定所をどこに設置するのが妥当かというのは、確かに時代の変化によって変わってくるし、それは、常に見直していかなければならない。

したがって、もし福井先生が言われるようなことを主張するならば、それは安定所そのものをもう少し再編しなさいよと、廃止しなさいよということならわかります。廃止した後、人材銀行を増やしなさいよというのは、これはまた別の議論じゃないかと私は思います。これはまさに政策判断の問題です。

八代主査 別に安定所の廃止だけでもいいんじゃないですか。

福井専門委員 そんなことを言っていないですよ。今、私が申し上げているのは、論理的な外延を申し上げているだけで、その中でどういう政策判断をするかは、これからゆっくり議論しましょう。

太田政策統括官 論理的には、確かに福井先生のおっしゃるとおりなのですが、ただホワイトカラーは、言わば上乘せ機関ですから、ホワイトカラーを増やすからほかのハローワークを減らしていいということにはならないので、やはりほかのハローワークは、今、おっしゃったように、地理的な利便性とか、人口とか、そういうことで不断の見直しをする必要があると考えています。

確かに、行政改革の中で効率化しろというので、スリム化しろというので、そこは十分見直していかなければいけないというご指摘はおっしゃるとおりです。

八代主査 あと、コンピュータで検索できるシステムをつくったわけですね。あれができたなら、逆に言えば、労働が資本に代替ということで、本当はその分だけ職安の人数が減ってもいいわけなんです。民間は当然そうしているわけですから、職業情報検索システムは、まさに究極のネットワークで、どこからでもアクセスできるわけですから。

太田政策統括官 ただ、地理的利便性は、確かにおっしゃるとおり、交通のネットワークで便利になっておりますけれども、ここ10年、20年見ても、今、人口減少社会に入ったのでまさに見直しが必要なんですけれども、ずっと労働力人口なり、ハローワークに

来られる方、あるいは就職件数というのはずっと増えてきているわけですから、そのロットは増えてきている。

もう一つは、やはり手間暇かかるというか、カウンセリングとか、そうやって情報化によって効率化した部分は、そうやってカウンセリングとか、そういう形のものに代替していく必要があります。

八代主査 カウンセリングこそ民間でできるもので、だからキャリア交流をつくっておられるわけですから。

太田政策統括官 しかし、ハローワークも。

福井専門委員 それこそ付加的業務で、ILO条約の解釈論からは出てこないですよ。ILO条約はあくまでも、職業紹介かつ無料で、しかもそれがネットワークということですから、地理的に偏在しないことです。それを越える部分は全部オプションです。それ以上の部分が条約のらち内だとおっしゃると話が振り出しに戻ります。

太田政策統括官 おっしゃるとおりなんですけれども、カウンセリングというのは、ある意味で職業紹介とセットになっている部分があるので、その限りにおいては、やはりハローワークとしてカウンセリング業務を行う必要がある。

福井専門委員 ですから、昔、ILO条約を批准したころに、言わばローテクの、今ほど技術も、交通機関も発達していなかったころの非常に低い水準がミニマムです。それを満たしていれば、ILO条約違反ではなかったわけですから、今もそれを満たしていれば違反ではないんです。だから、より豊かになった分、政策判断として、例えばカウンセリングを手厚くするということがあり得るにしても、それがILO条約自体の要請するところだなどという法解釈は絶対に成り立たないのです。そこは決して誤解のないように申し上げておきます。

更に申し上げれば、カウンセリング的なことなどは、勿論意味はありますよ。だからこそ、今、主査が申し上げたように、そういう部分は、まさにソフトの民間の能力を活用できる部分であって、政策的に見れば、明らかに民間をより活用すべきところなんです。

もう一つ、ネットワーク制関連からの帰結で付加的に是非認識いただいた方がいい点を申し上げますと、ネットワーク制を確保しているのなら、例えば東京都下など、非常に交通のネットワークの密で、通信手段も非常に安価なところ、例えば23区内とかでは、同じ区内でも随分な数のハローワークがありますね。それはそれで便利です。便利でいいけれども、条約のネットワーク制の解釈上の最低限の要請としては、今のような密な、例えば都区内のネットワークが最低限必要だということにはならないはずですよ。

だとすれば、ネットワーク制を満たしている限りにおいては、密な立地のハローワークについては、勿論やめてしまうのには、やはりニーズがあって応えないといけないからそこまでは忍びないけれども、ある程度間引いて民間にやらせていくということなら、それはILO条約の問題にはなり得ないことです。

これも政策判断ですから、今別にそれを結論としていただく必要はないのですけれども、

ネットワーク制を維持した上で、稠密に行うことが、一種の需要の分散として意味があるようなところで一部を民営化していくということは、法的にはILO条約の問題にはなり得ないということになります。これも今後の政策問題として議論する余地があるということを確認させていただきます。

生田職業安定局総務課長 1点だけ気になったんですけども、ハローワークにつきまして、ILO条約の3条があって、廃止については利便性を考えながら行う必要がありますが、これは政策判断でございます。

福井専門委員 1点だけ補足ですけども、私は、この3条で民間がすべてできるという立場ですから、仮に御省のようなゆがんだ解釈に至ったとしても、そういう余地があると申し上げているだけです。

太田政策統括官 1つ申し上げたいのは、先生の解釈ですと、我々の解釈によると、第9条違反になるので、なかなかできない部分が多い。

福井専門委員 第9条とは何でしたか。

太田政策統括官 要するに、公務員でないといけないという規定がある。

福井専門委員 だから、この公務員も、要するに直営で窓口の人たちみんなが公務員の身分を持っていないといけないとは私は解釈していない。実はそこも違うんです。それはまたゆっくりと議論しましょう。

高橋職業安定局次長 職業紹介というのは、民であろうと、公であろうと、ただ求人と求職を結び付けるということではなくて、先ほども統括官がいいましたけれども、職業紹介に当たっては、やはり職業指導、カウンセリングということは、これは民がやろうと、官がやろうと、これは当然に職業紹介を的確にやるためには、そういう業務も併せてやらないと、職業紹介というのは全く実効が上がりません。これはだれがやろうとそうです。

福井専門委員 ちょっと今の点ですが、ILO条約批准当時の水準が、ある意味ではミニマムなんだから、それを超えるのはオプションだということは理解していただかないとまずい。

太田政策統括官 しかし、そこは時代とか、社会経済、社会情勢が違いますから、批准当時のままでいるわけにはいかない。

福井専門委員 ある求職者にとってのサービス受益水準の問題ですから、その水準がもしミニマムを下回れば問題だけれども、かつて一度も下回らなかったという法律事実の認識に立つならば、それより豊かになった部分はオプションですよ。太田政策統括官 しかし、ミニマムはどの時代にも共通の絶対的水準なのですかね。

福井専門委員 多少ぶれてもいいけれども、それは要するにミニマムがあるとしたら、それに対して上乘せしている部分というのは、常にあるはずですから、付加部分がどこからで、ミニマムはどこ以下なんだということは、常にどの時代にも存在するわけです。

そう考えれば、今は随分潤沢になっているだから、それはミニマムを超えているでしょうというのが私の理解です。

太田政策統括官 もう一つ、例えば東京なんかでも、新宿とか、渋谷とか、池袋とかターミナルがありますね。例えば渋谷なんかは渋谷だけではなくて、世田谷、目黒と、人口100万人を超えるようなところを相手にしているのです。都下だって、大体10市町村ぐらい、人口からすると、数十万単位でやっていますので、その地理的利便性と同時に、やはり量的な問題がありますので「ミニマム」の考え方は、地理的利便性と量的な問題双方を併せて考慮する必要がある。

福井専門委員 だからこそ私はそこが重要だと申し上げているわけです。そこは一致しています。

太田政策統括官 だから、余りそれを抜くとミニマムとは言えないのではないか。

福井専門委員 いや、抜くのではない。だから私は民営化だと申し上げている。

例えば、世田谷と新宿を併せたハローワークと同じだけのキャパシティーを持つ施設として新宿駅の前につくったって、世田谷の人も、それから隣りの中野とかも含めて、近隣住民はそんなに不便ではないわけです。

だけど、せっかく今分散して施設があるんだったら、それらが地理的には近接している以上、一部は民営化してやらせたって、ネットワーク制の違反にはなりませんねということですよ。

太田政策統括官 福井先生の理論としてはよくわかりましたけれども、私どももその理論で行くと、やはりILO条約違反、特に9条違反になるので、なかなか制度としてできかねる。

福井専門委員 いいですか。全国ネットワークを要請されるミニマムのところは公務員でやれということだとしましょう。百歩譲って仮に9条の公務員を本物の公務員だと解釈したとしても、私の今の申し上げたところの、例えば新宿は公務員ハローワークで残し、世田谷は民間ハローワークで残した場合に、民間ハローワークの職員も公務員でないといけないということには、条約上はなりえないですよ。ネットワーク制を維持すべきミニマムが新宿だけであるとすれば、それ以外のハローワークは、世田谷、新宿内では民間人でもいいということに論理的には一貫通貫でなるはずですよ。

太田政策統括官 それは、我々のネットワークでなければ、世田谷は廃止した方がいいんじゃないかと思います。

福井専門委員 それだったら、さっきおっしゃったように、数がすごく増えているのにその収容力をどうするんだという問題が残るでしょう。

太田政策統括官 ですから、その数をこなすのも、我々のネットワークのうちだと思っているのです。

福井専門委員 それは違います。ネットワークというのは、地理的な概念なんだから、数をこなすキャパシティーは、ネットワークとは論理的に別の法概念ですよ。

太田政策統括官 いやいや、地理的とは書いていないのです。便利なコンビニエントというのがあるんです。だから利便性もあるので、利便性を考慮に入れなければならない。

福井専門委員 利便性で言えば、東京ほど便利なところはない。どこからでも、近郊のどの町からでも非常に来やすい。

太田政策統括官 それはそうです。だから地域的な利便性はいいのですけれども、量的な利便性、行ったって相手にしてもらえないのではネットワークのうちには入らないでしょう。

生田職業安定局総務課長 実態として利用しにくいということが起きるので、ある程度の適正規模というのがあるんです。ですから、こういう面にも配慮しないとイケないということで、この3条ができていていると思っっているんですけれども。

福井専門委員 でも無料は、多少待っても仕方がないとか、一部サービスの品質に関しては精粗があるのはやむを得ないですよ。

太田政策統括官 いや、我々のところで2時間待って3分かと言われるわけですから。

福井専門委員 常に3分じゃないとイケないということにはならない。

八代主査 ですから、こちらもILO条約は尊重すると。したがって、ILO条約との整合性等に留意の上とっています。

福井専門委員 尊重するとまでは言えないんじゃないですか。とりあえず、それを前提とした場合にもできるようにするということです。

太田政策統括官 我々としては、やはり尊重していただく必要があると思っっている。

福井専門委員 尊重というと、私の説でも尊重していることになるんです。ILO条約は要求していないという解釈ですから。

太田政策統括官 やはり尊重しているじゃないですか。

福井専門委員 そういう意味ではね。

八代主査 整合性ということを書えた上で、今のような感じで、無料職業紹介に関する「市場化テスト」の対象の拡大ということを書合意できないだろうかということなんです。

福井専門委員 条約の解釈が何かはブラックボックスかもしれませんが、今でもこれだけ分かっているわけですから、ILO条約を遵守の上とか、整合性を留意した上で無料職業紹介に関して「市場化テスト」の拡大を更に検討するということについては御異論はございませんでしょう。

高橋職業安定局次長 今後、人材銀行を対象に、更にどういうふうに拡大していくかという御議論は当然あり得ると。ただ、安定所を廃止して、これを人材銀行にして、それで拡大という話になると、これはまたちょっと違う。

福井専門委員 そこまでを書かなければ、論理的可能性として、検討するということについてはありうるでしょう。

高橋職業安定局次長 論理的可能性としては、いろいろな解釈はあり得るかもしれないと。

福井専門委員 そこはいいですよ。

太田政策統括官 先生方の立場でそうおっしゃるのはわかるんですが、我々からすると、

まだ法律もできていない、制度の中身もわからない、モデル事業もまだ実施中で、まだ結果が出ていない。人材銀行も我々はやりますと、法律にのっとなってやりますと提案したばかりなのに、その結果すら見ないで、全体に広げてくださと言われても、それはちょっとなかなか難しいんじゃないでしょうか。

福井専門委員 結論は、拡大するじゃなくて、拡大を検討するならいいでしょう。

八代主査 つまり「市場化テスト」の結果を見てですよ。勿論、結果が悪くてやれということは言っていないわけですから。

福井専門委員 「市場化テスト」の実施状況を踏まえつつとかでもいいのかもかもしれませんが、要するに、差し当たり条約をどう読むかはともかくとして、条約の枠内で無料職業紹介を「市場化テスト」等も踏まえて、やはり議論し検討していくということについては、一般論としては否定される必要はないでしょう。

太田政策統括官 それは実態論から考えれば、我々も条約をどう考えるかというのはありますから、人材銀行は、本当にぎりぎりのところで判断しているので、ご配慮をいただきたい。

福井専門委員 いずれ廃止すべきです。

太田政策統括官 やはりできる範囲でやらせていただきたいということなのです。

生田職業安定局総務課長 今の無料職業紹介事業の拡大というフレーズが、要するに人材銀行という手段を使ってという先ほどの御主張よりも更に広く、一般の無料職業紹介まで広げるというイメージに聞こえるものですから、ILO条約との関係について非常に気にする方々がいらっしゃる中で、文章としてよくないんじゃないかと。

福井専門委員 同床異夢にしておけばいいじゃないですか。

生田職業安定局総務課長 ですから、例えば文章として、ハローワーク関連事業という言い方にしていただければ、少しは説明はしやすいんだと思います。

福井専門委員 でも、論理的な外延が今日みたいに煮詰まったのは初めてですから、そういう意味での論理的な外延の中で、政策判断についていろいろと検討を進めましょうという趣旨のことぐらいいは、やはり内閣として決めましょう。

生田職業安定局総務課長 人材銀行の拡大について検討するのならあり得るのかもしれませんが。

福井専門委員 実施するのはそれでいいですよ。だけど、実施じゃなくて、今、申し上げているのは、要するに検討の俎上に載せましょうという部分は、それ以外も、まさに論理的可能性の中の政策的適否として考えていく分には支障がないんじゃないですか。

八代主査 ILO条約の制約を打破せよという意見もあります。

太田政策統括官 それは、お互い我々も、けしからぬと叩かれるわけで、それはお互い叩かれているわけです。

八代主査 だから、こちらもこれぐらいいは認めてもらわないと、もたないと、本音から言ってですね。

太田政策統括官 ただ、我々も本当に条約の範囲内で、できる範囲のぎりぎりのところを出していますから。

福井専門委員 条約の範囲内という文言が入ってもいいじゃないですか。

太田政策統括官 当然、論理の話として、私どもも福井先生や八代先生のおっしゃっていることを全く認めないわけではないですけども、それを書いた途端、我々は事業を実施していますから、すぐハレーションが起きますので、やはりできることと、できないことがあるので、できる範囲でやらせていただく必要がある。

福井専門委員 人材銀行は事業実施の項目で書いて、それで今のような論理的可能性の中での政策判断は、一種の検討研究項目として書くのならいいじゃないですか、それでしたら別に実害はないでしょう。勉強自体は排除する必要はない。

太田政策統括官 そこが、もう拡大というのが見えてしまいますと、すぐそこで条約違反だという批判が起こることが考えられるので、適当ではない。

福井専門委員 ILO条約との整合性を確保した上でと入れても構わないと申し上げているんです。こんなに譲歩している。

八代主査 だから、郵政民営化の前と後では状況がかなり違うので、本当に、逆に言えば、提訴するなら提訴させろと。それでさっき次長がおっしゃったように、それで仮に日本が黒と出たら、では脱退しろと、こういう考え方もあるわけですね。

福井専門委員 私は個人的には、脱退に極めて賛成です。

八代主査 だから、そうなってもいいのかということです。

太田政策統括官 やはり、我々は政府の一員ですから、条約は遵守しなければいけないというのがあります。

福井専門委員 でも、もし、条約違反じゃないという立場を政府が取るんだったら、どうぞ異論があるのなら提訴してください、ということです。そこはまだファジーなままだから、そこはあえて棚上げにして、さっきのような議論をしているわけです。

太田政策統括官 ですから、我々も人材銀行までは判断しましたから、それは頑張ってください。

八代主査 それはいいんですけども、人材銀行をフレキシブルにもっと考えていただきたいと。

太田政策統括官 だから、それ以上やれと、この時点で今やれと言われても了解できません。

福井専門委員 だから、やる約束はまだいいんですけども、それはちょっと案文協議の段階で飲める範囲の外延があるでしょうから、具体的な文章に即して、大体今合意したようなレベルで、お互いに不利のないことを書きましょう。

太田政策統括官 これ以上議論しても、ここで合意ができるわけではありませんので、お互い検討事項とするということです。

八代主査 ほかに、細かい点は幾つか、さっきの本格的事業はそれでやって、あと井上

君が言っていた何でしたか、この問題はいいか。

事務局（井上補佐）　そうですね。また案文協議の中で。

八代主査　わかりました。では、どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。